長生村道路照明灯設置基準を次のように定める。

令和元年11月26日

長生村長 小 髙 陽 一

長生村訓令第2号

庁中一般

長生村道路照明灯設置基準

(目的)

第1条 この基準は、道路照明灯(以下「外灯」という)の設置に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって夜間交通の安全に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 村認定道路 道路法(昭和27年法律第180号)に基づき認定した道路をいう。
 - (2) 村有地(道) 長生村が所有し、村道認定していない道路をいう。 (設置の基本)
- 第3条 外灯の設置に当たっては、自治会の総意を原則として自治会長からの要望書を受けるものとする。ただし、自治会に加入していないことにより自治会を通じての要望が困難な場合は、近隣住民5戸以上の連名書を添えて自治班長としてその代表者が要望することができるものとする。
- 2 前項の場合においては、自治会からの要望を優先順位の第1位として取り 扱うものとする。ただし、その要望の緊急性、必要性及び重要性を村が判断 し、前後することも妨げない。
- 3 外灯の設置に当たっては、道路状況、交通状況等を把握した上で設置の必要性を検討し、適切な設置となるよう十分留意しなければならない。
- 第4条 この基準は、村認定道路及び村有地(道)(以下これらを「公道」という)に道路管理者が外灯を設置する場合について適用する。

(設置対象道路)

(適用範囲)

第5条 外灯の設置は、公道を対象とする。この場合において、公道のうち緊

急輸送道路、通学路等の根幹的な役割を担っている道路を優先する。 (設置の形態)

- 第6条 外灯の設置は、単独柱を新設し、又は他施設等に共架することにより 行うものとする。
- 2 単独柱を新設する場合は公道の敷地内に設置するものとし、他施設に共架する場合は当該施設所有者の許可を得て設置するものとする。

(設置の基準)

- 第7条 外灯は、設置しようとする箇所と既設箇所との距離が原則として50 メートル以上100メートル以内であり、かつ、次の条件に該当する箇所に設置する。
 - (1) 長生村の管理する公道において、防犯上特に必要と認められる箇所
 - (2) 交通量が多い公道において、事故等が発生し、又は発生するおそれがあるため、必要と認められる箇所
 - (3) 私道以外の箇所。ただし、5戸以上の住宅がある箇所については、現地の状況を調査し、交通量及び利用度を勘案の上、私道との交差部に当たる公道に設置する。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、村長が特に必要と認めた箇所 (維持管理)
- 第8条 この基準に基づき設置された外灯については、所要の機能を十分発揮できるよう適切に維持管理を行う。

(移設及び撤去)

- 第9条 既設の外灯の設置位置が隣接地の改修等により支障を来した場合は、 移設を基本とし、原則として撤去は行わない。この場合において、道路管理 者において移設することとし、移設位置については、協議の上決定する。 (その他)
- 第10条 開発事業により設置された外灯は、開発事業者が設置し村へ寄附採納されたもの以外は、原則として、開発事業者にて維持管理を行うこととする。

附則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。